

令和4年度 社会福祉法人 桜井市社会福祉協議会 事業計画

I 基本方針

新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの地域生活にも大きな影響を及ぼしております。桜井市社会福祉協議会が地域住民とともに実践してきた地域福祉推進事業の「ふれあいサロン活動」などの各種取組の行事の開催が制限せざるを得ないなど、計画どおりに実施できない状況が続いております。また長引く新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済活動の制限により、低所得や経済的困窮などの社会的弱者と呼ばれる層が拡大し、支援を求める相談が増加しております。

このような中、誰もが地域社会の一員として、住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていくためには、福祉サービスの充実とともに、身近な地域での住民のつながり・支え合い等といった、地域共生社会の実現を目指した取り組みが必要と考えております。そのため、当協議会では「やさしさ ふれあい 安心のまちづくり」を基本理念に、地区社会福祉協議会、地域福祉委員、自治会や民生児童委員連絡協議会などと連携により、一人ひとりがお互いに支えあうことにより地域のつながりを再構築し、子どもや高齢者、障がい者などの全ての住民がいきいきと輝ける福祉のまちづくりを目指します。

II 重点項目

1. 地域福祉活動の推進

住民のニーズに対応した地域福祉の推進を図るため、地域の独自性を尊重する中で、地区社会福祉協議会、地域福祉委員及び自治会や民生児童委員連絡協議会との連携強化のもと、地域住民の主体的な支え合い・助け合いの話し合いの場作りやふれあいサロン活動などを支援するとともに、「子ども食堂」を含めた子どもの居場所づくりのための推進にも取り組みます。

2. ボランティア活動の推進

ボランティア情報の収集・提供・相談等の活動支援や啓発・育成に努め、ボランティアセンターの活性化を図るとともに、ボランティア活動を推進します。

また、大規模災害に備え、災害ボランティアセンターの開設、運営のための先進地視察などに加えて、訓練準備について市と連携し進めます。

3. 生活困窮者に対する支援

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、生活福祉資金や自立支援金等を活用し、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ります。

4. 社会福祉協議会の運営基盤の強化

社会福祉協議会をとりまく厳しい財政状況に対処するため、自立的経営を促進し、補助財源及び自主財源の適切な確保に加えて、不採算事業の洗い出し及びその方策の検討を進め、効率的な運営に努めます。

Ⅲ 事業実施計画

| 拠点区分名 | 内 容 | 時期・実施回数 (予定) |
|---|--|--|
| 1. 法人事業 (1) 法人運営事業 ①理事会の開催 ②評議員会の開催 ③事業検討委員会の開催 ④役員研修の実施 ⑤社会福祉活動功労者表彰式の開催 ⑥「社協だより」の発行 ⑦3人乗り自転車貸出事業 (2) 給食サービス事業 (桜井市) (3) 善意銀行事業 | ○会務の円滑な運営方針を明確にし、事業活動を展開していくため開催(理事10名・監事2名) ○会務の円滑な運営方針を明確にし、事業活動を展開していくため開催(評議員34名) ○社会福祉の理念のもと、地域福祉の推進のため委員会を開催 ○社協運営のあり方や果たすべき役割について研修 ○地域福祉の増進に尽力された方々の顕彰 ○社協事業及びボランティア活動への市民の理解と協力を得るため、地域住民が必要としている福祉情報を適時提供(全世帯) ○多子世帯の経済的負担を軽減することを目的に幼児2人乗用自転車(3人乗り自転車)の貸出しを行う ○大福校区給食サービス推進協議会が主となり、老人会やボランティアの協力により、大福小学校区の食事の調達が困難な65歳以上のひとり暮らし、寝たきり、虚弱、障害者、老人世帯を対象に、食生活の改善指導と安否確認など目的としたサービス ○住民の善意の預託を受け、災害見舞金及び役員会において決定した社会福祉活動(事業)を目的とする団体等に払出し、指定預託については、寄附者の意向に沿って払出しを行う | 年2回以上開催 令和4年5月 令和5年3月 年2回以上開催 令和4年5月 令和5年3月 年数回 年1回 令和4年9月 年3回発行 (7月、10月、3月) 適時 毎月3回 (配食2回、会食1回) 自己負担有 |
| 2. 地域福祉事業 (1) 地域福祉事業 ①心配ごと相談 ②物品の貸出し ③地域福祉活動のコーディネート | ○日常生活を営むうえで抱えるさまざまな悩みごとについて、民生児童委員を主体とする相談員が適切な助言、援助を行う ○地域福祉やボランティア等を目的とした活動を支援するため、サロン用器具・ボランティア機材や車椅子の貸出しを行う ○地域住民による福祉のまちづくりの企画立案の調整や相談・援助活動を行う | 毎週木曜日 随時 |

| 拠点区分名 | 内 容 | 時期・実施回数 (予定) |
|---|---|-------------------------------------|
| <p>④小地域福祉ネットワーク活動の推進</p> <p>⑤地域福祉委員研修会の開催</p> <p>⑥生活支援体制整備事業</p> <p>⑦福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業) (県社協受託事業)</p> <p>⑧子ども対策事業</p> <p>⑨福祉教育推進事業</p> <p>(2) 共同募金事業</p> <p>①共同募金活動への協力</p> <p>②共同募金の配分</p> <p>③歳末たすけあい募金の配分</p> <p>(3) 生活福祉資金貸付事業 (県社協受託事業)</p> | <p>○地域の福祉課題やニーズを把握し、住民相互の助け合い活動をとおして、助け合いの組織づくりを進めるとともに、地域でのふれあいサロン活動を支援</p> <p>○住民主体の地域福祉を推進する市内小学校区地区社会福祉協議会活動への支援</p> <p>○地域福祉委員の研修会の開催</p> <p>○住民の方や関係機関と連携をとりながら、地域活動の発掘、不足する地域活動の立ち上げ、支え合いの地域づくりに向けた取り組みを行う</p> <p>○判断能力が不十分な高齢者や障害者の方の日常生活が安定したものになるよう、福祉サービスの情報提供や諸手続きの支援、日常生活上の金銭管理などの援助を行う</p> <p>○「子ども食堂」を含めた居場所づくりなどに支援を行う</p> <p>○福祉教育の実践に取り組み、関係団体や施設等と地域の協同実践ができる仕組みをつくり、共生社会を進める</p> <p>○地域福祉活動の展開を図るうえで主要な財源を安定して確保するため、共同募金運動を積極的に推進する</p> <p>○住みよい地域づくり支援事業では、市内の福祉活動資金の助成を公募し配分を行う</p> <p>○市内の福祉施設や福祉団体の事業に、歳末見舞金として配分を行う</p> <p>○市内小学校区地区社会福祉協議会活動への助成を行う</p> <p>○低所得世帯の自立のため、必要な資金の貸付けや相談、指導を行う</p> | <p></p> <p>令和4年4月</p> <p>令和4年4月</p> |
| <p>3. ヘルパーサービス事業</p> <p>(1) 訪問介護事業 [ヘルパーステーションれいんぼー]</p> <p>①訪問介護</p> <p>②訪問型サービスA</p> | <p>○介護支援専門員が作成する居宅(介護予防)サービス計画に沿った訪問介護計画に基づき入浴、排泄、食事の介護その他生活全般に亘る援助を行う</p> <p>○桜井市総合事業における介護予防・生活支援サー</p> | <p></p> |

| 拠点区分名 | 内 容 | 時期・実施回数 (予定) |
|---|--|---------------------------|
| <p>(2) 障害者介護事業 [ヘルプ・ステーションれいんぼー]</p> <p>①居宅介護事業</p> <p>②重度訪問介護事業</p> <p>③同行援護事業</p> <p>④移動支援事業</p> <p>(3) 居宅介護支援事業 [居宅介護支援事業所れいんぼー]</p> | <p>ビス事業として訪問型サービスA「予防型身体ヘルプ」「生活援助ヘルプ」のサービスを実施し、軽度の要支援者に対し必要な援助を行う</p> <p>○サービスの質の確保、職員間の連携強化を図るため、事業所内研修としてヘルパー全体ミーティング及び利用者毎のケア会議を開催</p> <p>○介護サービスに関する情報交換や事業所間の連携を図るため、桜井市事業所連絡会及び訪問介護部会に参加</p> <p>○地域の将来におけるマンパワー育成のため実習生の受け入れを行う</p> <p>○居宅介護サービス計画書に基づき入浴、排泄、食事その他生活全般に亘る援助を行う</p> <p>○重度訪問介護サービス計画書に基づき、常に介護が必要な重度の障害者に対して、入浴、排泄、食事の介護、経管栄養、その他生活全般に亘る援助を行う</p> <p>○同行援護サービス計画に基づき、視覚障害者が外出する際に必要な視覚的情報の支援や、外出先における排泄、食事の介助等を行う</p> <p>○屋外での移動に困難のある障害者の、地域での自立生活及び社会参加を目的に外出の支援を行う</p> <p>○サービスの質の確保、職員間の連携強化を図るため、事業所内研修としてヘルパー全体ミーティング及び利用者毎のケア会議を開催</p> <p>○地域の将来におけるマンパワー育成のため実習生の受け入れを行う</p> <p>○介護保険サービスの利用に当たり、利用者の情報を収集、解決すべき課題を把握し、居宅(介護予防)サービス計画を作成、必要なサービスの調整、訪問及びモニタリングを行う</p> <p>○桜井市総合事業における介護予防ケアマネジメントとして利用者の生活機能の維持、向上を目指し、介護予防ケアプランを作成、必要なサービスの調整及びモニタリング、地域包括支援センターとの連携を行う</p> <p>○桜井市自立支援げんき会議、研修会への参加</p> | <p>年 6 回</p> <p>年 6 回</p> |

| 拠点区分名 | 内 容 | 時期・実施回数 (予定) |
|---|--|--|
| <p>(4) 通所介護事業 [サービスセンターれいんぼー]</p> <p>①地域密着型通所介護事業・介護予防通所介護事業</p> <p>②通所型サービスA</p> | <p>○関係機関と連携し、情報交換を行い、課題解決に向け必要な支援を行う</p> <p>○自治体から委託を受け、要介護認定訪問調査を行う</p> <p>○介護に関する相談支援を行う</p> <p>○介護サービスに関する情報交換や事業所間の連携を図るため、桜井市事業所連絡会に参加</p> <p>○要介護者や要支援者に対し、日常生活訓練、レクリエーション活動、入浴サービスや送迎サービス等を行う</p> <p>○桜井市総合事業における介護予防・生活支援サービス事業として通所型サービスA「予防型デイ」を実施し、軽度の要支援者に対し、日常生活訓練、レクリエーション活動、入浴サービスや送迎サービス等を行う</p> | |
| <p>4. 障害福祉サービス事業 (1) 障害福祉サービス事業 [障害福祉サービスセンターあゆみ]</p> <p>(2) 児童発達支援事業 [児童発達支援事業所カハバ学園]</p> | <p>○常に介護を必要とする人に、通所による機能訓練、排泄・食事の介助、入浴、送迎等の各種サービスを提供する</p> <p>○創作的活動は、工芸・陶芸・木工・フラワーアレンジメント等講師・ボランティアと共に活動する</p> <p>○社会適応訓練は、パソコン教室・美容講習・お話し・音楽・調理実習・おやつ作り等、講師・ボランティア・スタッフと活動する</p> <p>○障害者の啓発・交流を兼ね、市民体育大会等の参加や、地域の小学校との交流を行う</p> <p>○季節を感じる外出(いちご狩り・花見)、買い物等の外出・外食をお誕生日会を兼ねて行う</p> <p>○利用者2人一組で、介護タクシーを利用して行きたいところへ出かけるフリーデイを実施する</p> <p>○就学前の支援の必要な子どもを対象に、子どもには様々な活動を通じて情緒の発達を促し、保護者には子どもに応じた関わりを助言するなど、保護者と共に考えていく</p> <p>○ポータルプログラムによる個別や小グループでの活動を行い、個々や年齢別の発達段階に応</p> | <p>安心して外出が出来るようになったら、毎月1回(利用者・スタッフ各2人)</p> |

| 拠点区分名 | 内 容 | 時期・実施回数 (予定) |
|--|--|-----------------------|
| | <p>じた課題を設け、発達を促していく</p> <ul style="list-style-type: none"> ○音楽療法士の指導のもとに、色々な楽器や音に触れたり、発語を促したり、音楽を通じて心身に刺激をあたえる ○アニマルセラピーでは、訓練士に指導された犬と触れ合う事で、子どもたちの周囲への関心が広がり、優しさと思いやりを促していく ○描く、こねる、貼る、切るなどの活動を通して指先の微細運動から刺激を与え、制作の楽しさを促していく ○巧技台を組み合わせ、室内でも粗大運動ができるよう工夫し、身体を十分に動かし活動できるように環境を整える ○正月、節分、七夕、お月見、クリスマスなどの季節の行事を取り入れ、その行事にあったクッキングや催しを行う中で、食に興味を持つことや季節を感じられることを目的とする ○新型コロナウイルス感染症の状況をみつつではあるが、保護者支援のひとつとして、手をつなぐ育成会との交流会を企画し、保護者同士の交流、意見交換の場を設け、子育てへの不安の軽減につながるようにする ○新型コロナウイルス感染症の状況をみつつではあるが、交通機関を利用して園外に出掛ける機会をつくり、公共でのマナーやルールを知るきっかけや、自然の中で遊ぶ経験を重ね、楽しめるようにする(状況にあわせ、親子遠足も企画したい) ○新型コロナウイルス感染症予防に伴いソーシャルディスタンスや会話を控える状況の中、保護者に安心してもらえる方法のひとつとして、写真を活用し、子どもの様子を伝える | <p>月1回</p> <p>月1回</p> |
| <p>5. 受託事業 (1) 相談支援事業 [相談支援事業所「こころ」]</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○障害者等が自立した日常生活が送られるように、相談支援、情報の提供等必要な支援を行う ○障害者総合支援法のサービス利用に基づく、障害支援区分の認定調査の実施 ○特定相談支援事業の指定を受け、障害者総合支援法に基づくサービス等利用計画書の作成及びモニタリングを行う | |

| 拠点区分名 | 内 容 | 時期・実施回数 (予定) |
|--|--|------------------------------|
| <p>(2) 地域活動支援センター事業 [地域活動支援センター「こころ」]</p> <p>(3) 自立相談支援事業 [桜井市くらしとしごと支援センター]</p> <p>(4) 家計改善支援事業 [桜井市くらしとしごと支援センター]</p> | <p>○精神障害者の方が、個々に活動内容を考えながら過ごすことができる居場所を提供しつつ、継続して自立した生活が可能となるように専門的な相談支援を行う</p> <p>○作品展示等の発表の場を企画・実施に取り組むことで、身近な自己実現の場としての環境を整え、さまざまな形で社会参加・活動を行えるよう支援する</p> <p>○精神障害をはじめとする障害に対する理解を推進するための啓発事業を行う</p> <p>○精神障害当事者活動の組織化、並びに家族活動の組織化のための支援を行う</p> <p>○「生活困窮者自立支援法」に基づき、将来、生活保護を受けるおそれがある人や、単に経済的な問題だけでなく、日常の社会生活を送るうえで多様な問題を抱えた生活困窮者等を対象に、生活の自立を継続的に支援する。相談者の現状を把握し、アセスメントを適確に行い、支援計画の策定、関係機関と綿密に総合調整しながら、問題解決に向けて包括的に伴走型の相談支援を行う</p> <p>○家賃が支払えない、仕事が見つからない等の生活困窮者はコロナ禍を受けて、より一層複雑で多様な諸課題を抱えている。専門諸機関との連携を軸に、個人の意志を尊重し、個人の特性を活かした社会進出を促す。支援の着眼点や着地点を相談者と共有し、解決に向けて継続的な支援を行う</p> <p>○生活困窮者の多くが家計に関わる問題を抱えていることが多く、相談者自身が自らの家計の課題に気づき、家計管理の意欲を高め自らの家計管理が出来るようになることを目指す。家計相談員が「家計改善支援計画」に基づき「家計改善計画表」や「キャッシュフロー表」を作成し、税金の分納や減免制度の利用、家族等からの支援、貸付等関係機関の窓口紹介および債務整理等の提案を行う</p> | <p>常設</p> <p>月 4 回</p> |
| <p>6. 指定管理事業 (1) 総合福祉センター事業 [桜井市総合福祉センター]</p> | <p>○高齢者のいきがづくりと健康づくりを推進する拠点施設として、各種の事業展開と効率的な施設運営を図る</p> <p>○貸館などにおける利用制限の撤廃や季節を意識したイベントの企画・開催など、指定管理者としてより積極的な施設利用の促進を図る</p> | <p>管理期間: 令和 2 年度～令和 6 年度</p> |

| 拠点区分名 | 内 容 | 時期・実施回数 (予定) |
|---|---|---|
| 7. ボランティア事業 (1) 市ボランティア連絡協議会事業 (2) 市ボランティアセンター事業 ① ボランティア活動に関する相談、援助、登録、情報の収集・提供 ② ボランティア活動に関するコーディネート ③ ボランティア体験講座等の開催 ④ ボランティア保険に関する相談窓口 | ○市ボランティア連絡協議会事務局としてボランティア活動相互の連絡、情報交換、ボランティアの推進を目的とした事業の企画・立案・実施を支援する ○ボランティア活動の広報、啓発、活動者のスキルアップを目的に、ボランティアスクール(ボランティア推進講演会、ボランティア体験講座等)を共催する ○行政、他団体等との連携をはかり、各種事業に参加協力する ○ボランティアに関する相談・援助・登録・紹介・情報の収集・提供を行う ○ボランティア活動の啓発・活性、活動者の支援を目的にコーディネートを行う ○各種講座や講習会を通してボランティアの育成と普及、啓発に努め、ボランティア活動につなげることを目的に開催する ○学校等からの申し込みにより、出前講座を開催する ○ボランティア保険に関する相談、加入手続きを行う | 年数回 年 2 回 随時 随時 年 1 回 随時 随時 |